

平成２８年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成２９年９月２２日

加東市 総務部 財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、財政状況が「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の３つの段階に区分され、早期健全化基準や財政再生基準を上回った場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

加東市は以下に示しますように、平成２８年度決算に基づく健全化判断比率の４比率は、いずれも「健全段階」にあり、各公営企業につきましても資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当しない団体となっています。

１ 健全化判断比率

平成２８年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

区 分	平成２８年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△３．６１％)	１３．０６％	２０．００％
連結実質赤字比率	— (△３３．２３％)	１８．０６％	３０．００％
実質公債費比率	５．１	２５．０％	３５．０％
将来負担比率	— (△９５．５％)	３５０．０％	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支ともに赤字が発生していないため算定されず、比率を「—」と表記しています。（ ）内の数値は参考比率で、△は黒字を意味します。

また、将来負担比率は、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っているため算定されず、比率を「—」と表記しています。（ ）内の数値は参考比率です。

(1) 実質赤字比率 【算定されない（参考比率 △3.61%）】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{なし} \quad (\triangle 431,032 \text{ 千円})}{\text{標準財政規模} \quad 11,926,454 \text{ 千円}} \times 100 = \text{「一」} (\triangle 3.61\%)$$

※ 実質赤字が生じていないので、比率を「一」で表記しています。

() 内の数値は参考額または参考比率で、△は黒字を意味します。

(2) 連結実質赤字比率 【算定されない（参考比率 △33.23%）】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \text{なし} \quad (\triangle 3,963,514 \text{ 千円})}{\text{標準財政規模} \quad 11,926,454 \text{ 千円}} \times 100 = \text{「一」} (\triangle 33.23\%)$$

※ 連結実質赤字が生じていないので、比率を「一」で表記しています。

() 内の数値は参考額または参考比率で、△は黒字を意味します。

(3) 実質公債費比率 【5.1%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%以上になると起債の許可が必要となり、25%以上になると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{①地方債の元利償還金} \\ + \text{②準元利償還金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{③特定財源} + \text{④元利償還金} \\ \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 = 5.1\%$$

(3 か年平均)

(単位：千円)

項 目	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
①地方債の元利償還金	1, 811, 208	1, 755, 327	1, 765, 046
②準元利償還金	1, 238, 962	1, 298, 362	1, 220, 595
③特定財源	273, 158	237, 129	228, 529
④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2, 263, 947	2, 287, 986	2, 311, 528
合計 ①＋②－(③＋④)【分子】	513, 065	528, 574	445, 584
⑤標準財政規模	11, 828, 132	11, 919, 873	11, 926, 454
合計 ⑤－④【分母】	9, 564, 185	9, 631, 887	9, 614, 926
実質公債費比率（単年度）	5. 3 %	5. 4 %	4. 6 %
実質公債費比率（3 か年平均）	5. 1 %		

(4) 将来負担比率【算定されない（参考比率△95.5%）】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \left(\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right)}{\text{⑤標準財政規模} - \left(\text{⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)} \times 100 = \text{「—」} (\triangle 95.5\%)$$

※ 将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っているため、比率を「—」で表記しています。

() 内の数値は参考比率です。

(単位：千円)

項 目	算定値
①将来負担額	32,851,970
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高	20,452,542
債務負担行為に基づく支出予定額	0
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	10,392,652
組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額	1,364,693
退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	642,083
設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額	0
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
②充当可能基金額	11,726,148
③特定財源見込額	1,910,593
④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	28,405,358
合 計 ①－(②＋③＋④)【分子】	△9,190,129
⑤標準財政規模	11,926,454
⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,311,528
合 計 ⑤－⑥【分母】	9,614,926
将来負担比率	△95.5%

【早期健全化基準の判定】

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、県知事へ報告することになります。

【財政再生基準の判定】

再生判断比率（健全化判断比率の内の将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政再生計画は、議会の議決を経て、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の借入ができません。

2 公営企業の資金不足比率

各公営企業における資金不足比率については、平成28年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

会計の名称	平成28年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	— (△ 27.3%)	20.0%
水道事業会計	— (△ 258.6%)	20.0%
下水道事業会計	— (△ 14.2%)	20.0%

※ 資金不足が生じていないので、比率を「—」で表記しています。

() 内の数値は参考比率で、△は黒字を意味します。

(1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20％）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

①病院事業会計【算定されない（参考比率 △27.3%）】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 なし}(\triangle 420,137 \text{ 千円})}{\text{事業の規模 } 1,536,773 \text{ 千円}} \times 100 = \text{「—」}(\triangle 27.3\%)$$

②水道事業会計【算定されない（参考比率 △258.6%）】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 なし}(\triangle 2,810,382 \text{ 千円})}{\text{事業の規模 } 1,086,694 \text{ 千円}} \times 100 = \text{「—」}(\triangle 258.6\%)$$

③下水道事業会計【算定されない（参考比率 △14.2%）】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 なし}(\triangle 119,753 \text{ 千円})}{\text{事業の規模 } 844,915 \text{ 千円}} \times 100 = \text{「—」}(\triangle 14.2\%)$$

※ ①②③とも資金不足が生じていないので、比率を「—」で表記しています。

() 内の数値は参考額及び参考比率で、△は黒字を意味します。

【経営健全化基準の判定】

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、「経営健全化段階」となり、経営健全化計画を定めなければなりません。経営健全化計画は、議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、県知事へ報告することになります。

【 用 語 解 説 】

1 健全化判断比率関連

実質赤字比率	【一般会計等の実質赤字額】	一般会計等に相当する会計における実質赤字（繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額））の額
	【一般会計等】	市町村の一般会計及び特別会計のうち、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲
	【繰上充用額】	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
	【支払繰延額】	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
	【事業繰越額】	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
	【標準財政規模】	標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれている
連結実質赤字比率	【連結実質赤字額】	一般会計及び公営企業（法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額と公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額が、一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額と公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額を超える場合の当該超える額
実質公債費比率	【元利償還金】	借入金の返済額で、元金と利子をあわせたもの
	【準元利償還金】	地方債の元利償還金に準ずる下記ア～オまでの合計額
		【ア】満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
		【イ】一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
		【ウ】当該団体が加入する組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
		【エ】債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
		【オ】一時借入金の利子

将来負担比率	【特定財源】	地方債の元利償還金等の財源に充当した特定の歳入（公営住宅使用料・都市計画税等）
	【元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額】	地方債の償還等に要する経費として、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
	【将来負担額】	将来負担が見込まれる下記ア～クまでの合計額
		【ア】一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
		【イ】債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
		【ウ】一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
		【エ】当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
		【オ】退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
		【カ】地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
		【キ】連結実質赤字額
		【ク】当該団体が加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
	【充当可能基金額】	地方債の償還額等に充当可能な地方自治法第241条の基金
	【特定財源見込額】	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の見込額（公営住宅使用料・都市計画税等）
	【基準財政需要額算入見込額】	地方債の償還等に要する経費として、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

2 資金不足比率関連

【資金の不足額】	〔法適用企業〕 （流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
【解消可能資金不足額】	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
【事業の規模】	〔法適用企業〕 営業収益の額－受託工事収益の額